

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会役員に対する報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。定款（昭和50年3月31日）第25条の規定に基づき、役員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事

(報酬及び費用弁償額)

第3条 役員報酬の額は次のとおりとし、会長が召集する理事会及び会計監査に出席した場合に支給する。

- | | | |
|------------|----|---------|
| (1) 会長たる理事 | 月額 | 70,000円 |
| (2) 理事、監事 | 1回 | 6,000円 |

2 費用弁償は、報酬に含まれるものとする。

3 前項の規定は、同日中に他から同様の報酬又は費用弁償等の支給が見込まれる場合は、適用しないこととする。

(旅費)

第4条 役員会議の旅費は、支給しない。ただし、会長が認めた会議及び研修等の旅費は、本会職員の支給額に準じて会長がその都度判断し支給する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月15日より施行する。

(役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止)

2 東員町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成13年4月1日)は廃止する。

3 この規程は、平成30年12月27日より施行する。